

## 特定教育・保育施設の利用定員について

### 1. 諮問内容

令和4年10月31日付けで、令和5年4月1日開所予定として、学校法人京新学園より「保育所」の確認申請書の提出がありました。

確認申請書における利用定員の設定については、関係法令の規定により、子ども・子育て会議等において意見を聴くこととされているため、今回、諮問するものです。

※認可申請書につきましても、同日付で当該法人より本市に提出がありました。

保育所の認可権限は、大阪府となりますので、本市を經由し、大阪府へ書類を提出いたします。

### 2. 根拠法令

子ども・子育て支援法第31条

#### 子ども・子育て支援法

##### 第三十一条

第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。